

1. 大眾 2. 人類 3. 市民 4. 個人

1. 国のリーダーが政策を迅速に実行できるよう、行政の権限をできる限り拡大する役割。

2. 政治権力を握る者を憲法によって拘束し、独断による支配や国民の権利侵害を防ぐ役割。

3. 多数決によって決定された事項であれば、いかなる理由があっても国民に強制する役割。

4. 国民が社会生活を送る上で守らなければならない義務を、法律よりも厳格に定める役割。

1. 衆議院と参議院の各議院で、出席議員の3分の2以上の賛成を得る

1. 天皇中心の国家体制を維持するため、道徳教育を強化して戦前と同じ価値観を次世代に継承させることを目的とした。	2. GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の指導のもと、戦前の軍国主義的・超国家主義的な教育を排除し、民主的な社会の形成者を育成することを目指した。	3. 高度経済成長に必要な技術者を早期に育成するため、実業教育を重視し、普通教育の時間を大幅に削減することを主眼とした。	4. 冷戦の開始に伴い、共産主義思想の拡大を防ぐために特定の政治思想を学校教育で強制的に教え込むことを義務付けた。
--	--	--	---

1. 国民主権 2. 法の支配 3. 最高法規 4. 平和主義

1. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票による過半数の賛成	2. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成による発議と、住民投票による過半数の賛成	3. 各議院の総議員の過半数の賛成による発議と、国民投票による3分の2以上の賛成	4. 衆議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、最高裁判所による承認
--	---	--	---------------------------------------

1. 主権者である天皇が、内閣の決定が正しいかどうかを最終的に判断し承認するため

2. 内閣が天皇の行う儀礼的な行為に対して責任を負い、天皇が政治的責任を負わないようにするため

3. 天皇が自身の判断で衆議院を解散するなど、強力な政治的権能を行使できるようにするため

4. 天皇が内閣総理大臣に対して直接的な指揮命令を行い、国政を監督しやすくするため

1. 国際紛争を解決する手段としての武力の行使を永久に放棄する。
2. 個人の権利は生まれながらにして持っている永久の権利である。
3. 天皇は日本国の象徴であり政治を行う権限を持つ。
4. 国の政治のあり方を最終的に決定する力は国民にある。

1. 納税の義務を果たす手段は勤労による賃金収入のみであると憲法で限定されており、それ以外の手段による納税を認めないようにするため。

2. 教育の義務を終えたすべての国民に対し、民間企業での就労を法律によって強制することで、国の経済成長率を一定に保つ必要があるから。

3. 国民が自らの労働によって経済的に自立し、社会を支える役割を果たすことが、生存権などの権利を保障し合う社会を維持する土台となるから。

4. 国が不足している労働力を補うために、憲法によって国民の職業選択の自由を制限し、特定の公的な仕事に従事させることを目的としているから。

1. 選挙権・被選挙権・公務員の選定
罷免権

2. 知る権利・プライバシーの権利・
環境権

3. 生存権・教育を受ける権利・労働
基本権

4. 思想の自由・身体の自由・経済活
動の自由

1. 社会契約説 2. 立憲主義 3. 三権分立 4. 民主主義

1. 国際平和に貢献するため、自衛隊を海外に派遣する「平和維持活動（PKO）」の実施を、沖縄返還と同時に決定した。
2. 相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使する「専守防衛」を、沖縄返還の条件として初めて明文化した。
3. 核兵器の廃絶を目指す国際的な動きに合わせて、日本独自の「非核特区」を沖縄に設置することを定めた。
4. 沖縄を核兵器のない状態で返還させるため、「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を改めて決議した。

1. 衆議院と参議院のそれぞれにおいて、出席議員の三分の二以上の賛成を必要とする	2. 衆議院と参議院のそれぞれにおいて、総議員の過半数の賛成を必要とする	3. 衆議院で総議員の三分の二以上の賛成があれば、参議院の議決を問わずに提案できる	4. 衆議院と参議院のそれぞれにおいて、総議員の三分の二以上の賛成を必要とする
--	--------------------------------------	---	---